

## 別紙1

# 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

### 凡例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	財務諸表等規則ガイドライン
企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」	企業会計基準

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>財務諸表等規則等の改正案では、企業会計基準第 79 項の契約資産、契約負債又は債権に関する表示（同会計基準第 88 項に規定する内容も含む。）が示されていない。</p> <p>財務諸表等規則において、流動資産に属する資産で重要なものについては、それぞれ独立した科目として区分して表示し、財務諸表等規則で定める区分とは別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げないとされており、流動資産以外の各資産及び負債についても同様の規定が定められている（財務諸表等規則第 17 条第 2 項、第 49 条第 2 項等）が、契約資産、契約負債又は債権についても、これらの規定に従い適切な科目をもって表示するという理解でよいか確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>契約資産、契約負債又は債権については、財務諸表等規則に従い、従来から用いている科目、もしくは当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもって表示するなど、貸借対照表が明瞭に表示されていることに留意した上で適切な科目をもって表示するものと考えられます。</p> <p>なお、企業会計基準における表示及び注記事項については、企業会計基準委員会において、企業会計基準の強制適用時までには検討することとされており、企業会計基準委員会における検討結果を踏まえ、今後も適切に対応してまいります。</p>
2	<p>今後、企業会計基準の強制適用に向けて、企業会計基準委員会において、表示科目及び注記に関して検討されることとされており、財務諸表等規則においてもこれを踏まえて検討されるものと思料するが、その際には以下の点につき留意頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表等規則ガイドライン 72-1 において、「売上高については、各企業の実態に応じ、適切な名称を付すことに留意すること」とあるが、「収益」の概念を導入することにより、従来の「売上高」とは相違する概念の性質を持つ勘定科目が用いられることになるため、その名称を財務諸表等規則にて明確化し、広く一般的に周知することが必要と考える。</li> </ul>	<p>売上高については、本人としての取引か否か等の実態に応じて、適切な科目を用いて表示することが考えられます。</p> <p>その明確化については、左記のご意見も留意した上で企業会計基準の強制適用時までには検討してまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・「収益」の概念を導入することにより、代理人取引のある企業においては、従来の「売上高」と「収益」の違いが大きく影響し、また、「純額」か「総額」かの判断が必ずしも明確ではない場合もある。こうした中、従来の取扱高として示されてきた「売上高」とは相違する概念としての勘定科目が明確化されず、「売上高」として表示される場合には、財務諸表利用者に対して誤解を生じさせるなどの影響が懸念される。</li></ul>	
--	---	--